

水道 検針が出来ない間は、暫定料金です 上下水道料金は冬期間暫定請求です

町建設水道課 水道係 ☎(255)2962

12月から4月の冬期間は、積雪により水道メーターの検針を行うことができないため、暫定使用水量による料金請求となります。

■暫定使用量での請求期間

平成25年12月分～平成26年4月分

■暫定使用水量

前年冬期間の平均使用量を暫定使用水量とします。なお、前年使用実績のないお客様は現在までの使用実績の平均を暫定使用水量とします。

12月上旬に、認定通知書(冬期間の毎月の暫定使用量や金額を記載した通知)を各戸に送付します

ので、内容をご確認いただき、暫定料金の変更をご希望される方は、ご連絡をお願いします。

■精算は来年5月です

来年5月の検針再開時に精算となりますのでお願いします。

冬期間の漏水にご注意ください

メーター検針を行わない冬期間は、宅内漏水にご注意ください

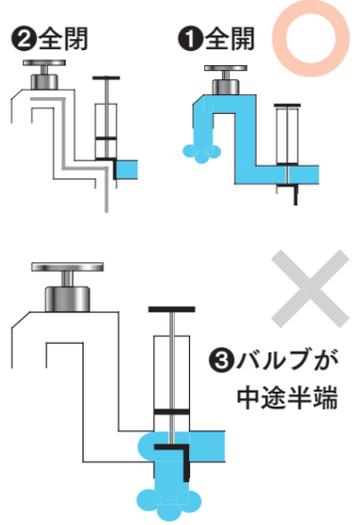
【ここに注目】

水道の蛇口を全部閉めてもこのコマが回ってればどこかで漏水しています。発見したら至急「信濃町水道指定工事店」に修理を依頼してください。



不凍栓からの漏水

③のように、ハンドルを中途半端な位置にしたことが原因の漏水が、毎年多数見られます。不凍栓は①「全開」、または②「全閉」状態にしないと、水抜き穴に水道水が漏れてしまいますので、十分ご注意ください。



国保 平成24年度 国民健康保険の医療費と保険料の状況 年々、医療費が増え続けています

町住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

国保の医療費の抑制と自分自身の健康な体を維持するため、年一度は健診を受けるなど、健康づくりに努めましょう。

■厳しい国保財政

信濃町国保には平成25年10月末現在、全世帯数の約半数の1,674世帯、全人口の約3割にあたる2,954人が加入しています。加入者の高齢化や生活習慣病の増加、医療費の高度化などにより、年々、医療費が増え続けることを受け、平成25年度は税率の見直しを行いました。また、所得や加入者に応じて負担する保険料は医療費に充てる大切な財源です。納付期限内に取っていただくことが安定した財政運営につながります。

■特定健診の受診率向上

国保の医療費を抑えるためには、私たち一人ひとりが健康な体を維持することが大切です。平成24年度の信濃町国保の特定健診受診率は41.4%でした。特定健診は早期に異常を発見し、生活改善などで生活習慣病を予防することを目的とした検査です。特定健診や特定保健指導を積極的に活用しましょう。生活習慣病等の治療中で血液検査を定期的に行っているなどの理由によ

Table with 2 columns: 一人当たりの医療費の比較 and 一世帯当たりの保険料の比較. Rows include 24年度, 23年度, 22年度 for 全国, 長野県, and 信濃町.

国保 必ず手続きが必要です。お忘れなく 国保から社保等への異動の手続き

町住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

国民健康保険加入者が、就職などで社会保険に加入した時や、家族の社会保険の扶養になった時は、異動の手続きが必要になります。

■国保からの異動の手続き

社会保険等へ加入する時は、原則14日以内に、役場住民国保年金係で手続きをしてください。(※自動では行われません)

■持ち物 加入社会保険等の保険証または会社が発行する資格取得証明書/印鑑/国保保険証/年金手帳

■手続きが遅れると

◎社会保険等加入後も国保税が請求され続けてしまいます ◎社会保険加入日以降に、国民健康保険の保険証を使って病院等にかかった場合、医療費のうち信濃町国保が負担した7割分を返金していただくことがあります

広告 地元企業の皆様のPRにご活用ください HPへの有料バナー広告を募集します

町総務課 まちづくり企画係 ☎(255)5920

地域産業の振興と新たな財源確保対策の一つとして、事業者のみならずまからの有料広告を募集します。

■募集する媒体

- 町ホームページバナー広告 12月10日迄
募集締切
掲載場所 信濃町ホームページのトップページ下側
掲載期間 平成26年1月～3月(次年度は改めて契約が必要です)

■掲載料金

1か月2千円(町外事業者は3千円)
具体的な掲載スペース、掲載基準などの詳細については、信濃町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

育児 ファミリーサポートセンター会員募集

町住民福祉課 福祉・男女共同参画係 ☎(255)1179

町では、子育てに援助が必要な家庭に対する住民同士の助け合いを仲介する「ファミリーサポートセンター」制度の会員を募集します。

おねがい会員(援助を受けたい方)

- 対象 町内在住で0ヶ月～12歳までの幼児・児童を養育している方
まかせて会員(援助が可能な方)
対象 町内在住、心身共に健康で、原則として自宅で援助活動可能な方
利用料金【平日】1時間600円/【土日・祝日・年末年始】1時間700円

(軽度病児はそれぞれ100円増し)

- ※1世帯で2人以上の子どもを預ける場合は2人目から半額になります。
利用時間 午前7時～午後7時
申込み方法 印鑑をお持ちのうえ、福祉・男女共同参画係窓口でお手続きください。
申込み期限: 12月16日

注意 毎年、灯油漏れ事故が発生しています 灯油漏れ事故に注意してください

町住民福祉課 環境係 ☎(255)5924

暖房器具を使用する冬期間は、「灯油漏れ事故」が多発する時期です。みなさん灯油漏れ事故に注意してください。

暖房器具を使用する冬期間は、「灯油漏れ事故」が多発する時期です。事故の多くが、家庭でホームタンクからポリタンクなどに移す際、発生しています。事故の発生を防止するため、次のことに気をつけましょう。

- ①灯油をポリタンクなどに移すときは、絶対にその場を離れない。
②ホームタンクや配管が、老朽化・腐食していないかを随時点検する。
③ホームタンクが野外にある場合、雪の重みや屋根からの落雪で配管が破損することがあるので、注意する。